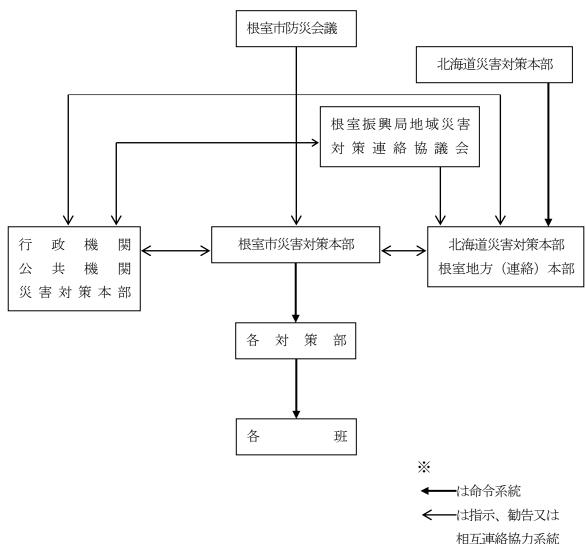
第2章 防災組織

災害の予防応急対策及び復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため本章 において防災に関する組織及びその運営に関する事項を定め災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

根室市の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として根室市防災会議があり、災害時、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

その系統は次のとおりである。

根室市の地域における防災関係機関系統図

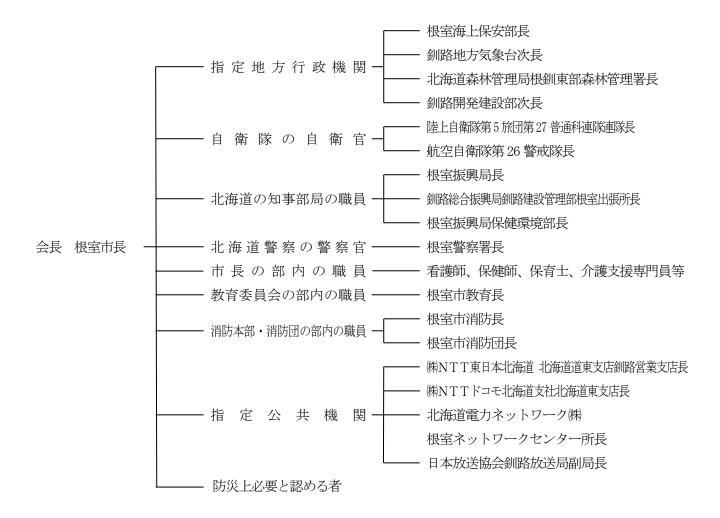


第1節 根室市防災会議

市防災会議は、市長を会長とし、根室市防災会議条例(昭和 37 年根室市条例第34号)第3条第5項に規定する委員をもって組織するものであり、その所掌事務としては、根室市地域防災計画の作成及びその実施の推進、市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議及び意見を述べること、並びに市域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ることを任務とするものである。

その組織及び運営の概要は、次のとおりである。

1 組織



2 運営

市防災会議の運営は、根室市防災会議条例(昭和37年根室市条例第34号)及び根室市防災会議運営規程(昭和38年根室市規程第2号)の定めるところによる。

第2節 根室市災害対策本部等

1 根室市災害警戒本部

災害時、根室市災害対策本部を設置するまでに至らない災害において、総務部長が設置を指示し、警戒及 び災害予防、応急対策を実施する。

- (1) 本部の業務
- ア 気象情報等の収集
- イ 関係機関及び各部への情報連絡
- ウ 警戒本部に必要な職員の配備
- エ 災害初期における情報の収集、伝達及び処理
- オ 災害の発生が予想される地域、危険個所の巡視及び広報等
- カ 災害の警戒及び応急対策上必要な事項
- (2) 本部の設置基準
- ア 市域で震度4の地震を観測したとき。
- イ 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたとき。
- ウ 市域に気象警報が発表されたとき。
- エ その他総務部長が必要と認めるとき。
- (3) 本部の廃止基準
- ア 予想された災害の発生危険が解消したとき又は災害発生後において、災害応急対策等が完了したとき。
- イ 警戒体制以上の配備体制が必要で、市長が災害対策本部の設置が必要であると認め、根室市災害対策本 部を設置したとき。

2 根室市災害対策本部

市長は、災害時、基本法、根室市災害対策本部条例(昭和37年根室市条例第35号)及び根室市災害対策本 部運営規程(昭和40年根室市訓令第3号)に基づき災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策 を実施する。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(1) 本部の設置基準

本部の設置は、基本法第23条の規定に基づき、次の各号の一に該当し、市長が必要であると認めたときに設置する。

災害対策本部設置基準

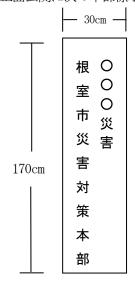
- ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。
- ウ 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する警報又は情報が発せられ、その必要が認められたとき。
- エ その他特に市長が必要と認めるとき。

(2) 本部設置の周知

市長は、本部を設置したときは、直ちに庁内、関係機関、住民に対し電話、広報車等適宜の方法で周知するものとする。

(3) 本部設置場所

- ア 災害対策本部は、第3非常配備体制の場合、本庁舎3階大会議室に本部を設置するものとする。
- イ 本部を設置したときは、本庁舎正面玄関に次の本部標示板を掲示するものとする。



(4) 現地本部の設置

- ア 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、災害発生地域に災害対策本部の現地対策 班として、現地本部を設置することができるものとする。
- イ 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものと する。
- ウ 現地本部長は常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により適切な措置を講ずるものとする。
- (5) 本部の廃止
- ア本部長は、次の各号の一に該当する場合に廃止する。
 - (ア) 本市の地域に災害発生の危険が解消したとき。
 - (イ) 災害に関する応急対策措置がおおむね完了したとき。
 - (ウ) 公共機関及び公共的機関の災害応急措置がおおむね完了し、市民生活に障害となる状況が解消された と認めるとき。
- イ 本部を廃止したときは、各防災機関、根室振興局、報道機関等に通知するものとする。
- ウ 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務 を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を行うものとする。
 - この場合、総務対策部は業務の内容、遂行状況等について各部からの報告を求め、常に全体状況を把握し、また必要な指示を行うものとする。

(6) 本部の組織及び事務所掌

- ア本部に対策部及び班を置く。
- イ 本部の組織は、別表1のとおりとする。
- ウ 対策部及び班の名称、対策部長、対策副部長及び班長に充てられる職員、担当する部課、並びにそれぞ れの対策部、班の所掌事務は、別表 2・3 のとおりとする。

エ 部及び班の編成並びに所掌事務については、原則として別表によるが、災害状況等により、部内で調整、 編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。

この場合、部内での変更分担事務は各対策部長が定め、指示するとともに、本部長へ報告する。

オ 本部長は、災害状況又は特に必要と認めるとき、別表と異なる編成を各部長に指示することができる。

(7) 本部の運営

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部員会議」及び「本部連絡室」を置くものとする。

ア本部員会議

(ア) 本部員会議の構成

本部員会議は本部長、副本部長及び指定の本部員をもって構成する。

本	部	長	市長
副	本 部	長	副市長
本	部	員	教育長、根室市部設置条例(昭和 40 年根室市条例第 6 号)に定める部の長、 会計管理者、消防長、議会事務局長、病院事務長、教育部長及び部長相当職

- (イ) 本部員会議の事務局は、総務部危機管理課に置くものとする。
- (ウ) 本部員会議の協議事項
- a 本部の非常配備体制の確立及び廃止に関すること。
- b 災害情報、被害状況の分析に関すること。
- c 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。
- d 職員の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- e 関係機関に対する応援の要請及び救助法の適用申請に関すること。
- f その他災害対策に関する重要な事項
- (エ) 本部員会議の開催
- a 本部員会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- b 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- c 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- d 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総務対策部長にその旨を申し出る。
- (オ)会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその 徹底を図るものとする。

イ 本部連絡室

- (ア) 本部連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務に当たるものとする。
- (イ) 本部連絡室の構成は次のとおりとする。
- a 室 長 総務部長(総務対策部長)
- b 副室長 危機管理課長 (総務対策部危機管理班長)
- c 係 員 総務部危機管理課職員(総務対策部危機管理班)
- d 本部連絡員 各対策部長が指名した職員をもって充てる。
- (ウ) 本部連絡室の事務局は、総務部危機管理課に置くものとする。

一般防災計画編 第2章 防災組織

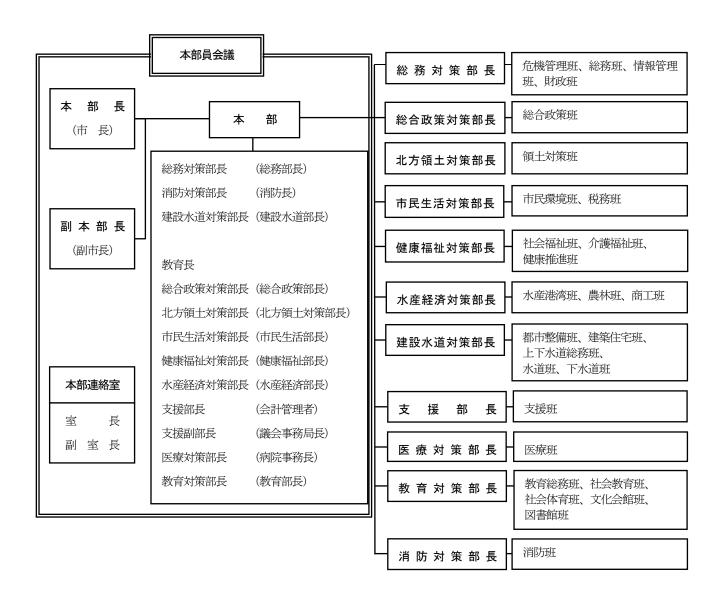
(エ) 室長は、災害の規模、状況等に応じて、必要な対策部の本部連絡員との連絡にあたり、災害に関する 情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等に努めるものとする。

ウ本部連絡員

- (ア) 各対策部に本部連絡員を置くものとする。
- (イ) 各対策部長は、あらかじめ所属職員の中から本部連絡員を指名し、総務部危機管理課長に報告するものとする。
- (ウ) 本部連絡員の業務は、次のとおりである。
 - a 所属部内の動員、配備体制の状況把握
 - b 応急対策の実施、活動状況の把握
 - c 応急災害対策実施に伴う応援などの必要な対策の要求
 - d 所属部内の各班に係る災害に関する情報のとりまとめ
 - e 本部連絡室との情報伝達及び所属部内との連絡調整
- (エ) 前項の「災害に関する情報」の報告は、第4章第2節「災害情報等の報告収集及び伝達計画」に定めるところによる。

別表1

災害対策本部組織図



	本部連絡室の編成
室 長(総務部長) 副室長(危機管理課長) 係 員(総務部 危機管理課職員)	本部連絡員 (各対策部長が所属部職員の中から指名する職員)

別表2

部班の編制内容

	:	部名					部長	<u> </u>			Ē	副部	長				班名					班	長				班に属	属する	る部課	
-															危			押	北	合	尴		理	詚	長	合	機	管	理	課
																1,5%		生								総	1/%	務	<u> </u>	課
															総		務		班	総	,	務	課		長	庁	舎 整		推進	
総	務	対	策	部	総	衤	务	部	長	危	機	管:	理言	課 長	情	報	管	理	班	情	報	管	理	課	長	情	報	管	理	課
															財		政		班	財		政	課		長	財		政		課
総	合	砂	第	郊	終		砂	第 当	〈長	終	合	形。	第 =	至長	444	合	形	筈	址	終		സ	筶	宏	臣	総	合	政	策	室
/hr.	ш	~	<i>></i> C	ПР	ηνLV	П		/K HI		/link			× =		/hr	ш		<i>></i> C	-71	//vLv			/K			地	域	創	生	室
北;	方領	土	対第	音部	北;	方領	注対	付策部	邻長	北	方領	辻	付策	課長	領	土	対	策	班	北	方领	負土	対策	誤課	長	北	方 領	土	対策	課
															#	₽.	谭	境	zir:	#		民	課		E.	市)T.	民	272	課
市	民生	活	対第	音部	市	民	生	舌 剖	長	市	E	民	課	長	111	K	垛	児	灯	111			床		長		活 医物処理	環施設	境 整備推	課進課
															税		務		班	税	į	務	課		長	税		務		課
															社	会	福	祉	班	社	会	福	祉	課	喦	社	会	福	祉	課
/+:h.	+ -	. . 1	الما	مرجات م	/ 	-	. 	ميات الم	, F	41	^		rı ⇒	=		<i>⇒#:</i>										<u>ک</u>			育て	
(建)	隶 倘	化	对 录	え 川?	烶	棣	備 ́	化 刊	5 長	仕	会	備 [′]	仕 i	課 長	21	謢	福	祉	址	21	謢	佁	祉	詸	攴	介	護	福	祉	課
															健	康	推	進	班	健	康	推	進	課	長	健こ	康 ど も	推	進 支 援	課課
																										水	産	振	興	課
															水	産	港	湾	班	港	į	湾	課		長	水	産	指	導	課
水	産 経	済	対第	音部	水	産	経	済 剖	長	水	産	振	興言	課 長												港	産加工	振興 湾	センク	課
															農		林		班	農	;	林	課		長	農		林		課
															商		Τ.		班	商	工労	分働	観光	と課	長	商	工 労			
																市	整	備	班	-	市	整				都	市	整	備	課
										都	市	敷,	借言	課 長	建	築	住	宅	班				宅			建	築	住	宅	課
建	設 水	道	対第	音部	建	設	水	道部	長	1				課長	上	下水		総務					総務				下水		総務	
															水		道		班	-		道、	課		長			道	226	課
															下	水	. j	道	班	下	水	ì	直言	果	長	下	水		道	課
																										会		計		課
																										議	会	事	務	局
支		援		部	会	計	管	理	者	議	会	事	務月	哥 長	支		援		班	議	会:	事系	务局	次	長		查委			
																											挙管理 業 委			
																										戾	木 女 ,	只 7	T # 15.	, /¤J
															纵	杏	妐	黎	扣	纵	杏	松	務	譝	上	教	育	総	務	課
															拟	Ħ	小心	1力	坈	拟	Ħ	小心	1力	坏	区		合体育组			
															社	会	教	育	班	社	会	教	育	課	長	社麻		教	育の姿態	課
教	育	対	策	部	教	官	Ī	部	長	教	育	総	務言	課 長													史と自			
																							育				会	体	育	課
															文				班	総						総	合 3		化 会	館
															図	書		館	班		書	_			•	図		書		館
医	療	対	策	部	病	院	事	務	長	企	画	管:	理言	果 長	医		療		班	企	画	管	理	課	長	病				院
消	防	対	策	部	消		防	· 	長	消	防	本	部人	欠 長	消		防		班	消	防	本	部	次	長	消	防 本	部	(署)

別表3

各部・班の所掌事務

【総務対策部】

班	名	任	務	分	担
危機管理班 (危機管理課)		1. 防災会議、その他 2. 本部の庶務及び各 3. 本部員会議及び本 4. 被害状況の収集集 5. 国、道に対する要 6. 予報(注意報を含 7. 自衛隊の派遣要請 8. 災害時の車両(作 9. 災害記録に関する 10. 義援金品等の受付 11. ボランティアの受 12. 他の部及び部内他	部との連絡調整に関い部連絡室に関すること。計に関すること。 請及び報告に関する。 む)、警報、並びに情に関すること。 に関すること。 業用を除く)の確保 こと。 、保管及び配布に関いてに関すること。	すること。 と。 こと。 言報等の受理伝達 及び配車に関す すること。	幸 に関すること。
総務班 (総務課) (庁舎整備推進記	果)	1. 避難情報の周知、 2. 市庁舎の被害調査 3. 来庁者の避難誘導 4. 災害視察者及び見 5. 職員の非常招集・ 6. 支所の被害調査及 7. 通信連絡機能の確 8. 労務供給対策に関 9. 本部が行う発表、 10. 災害報道記事及び	及び復旧に関するこ 及び安全確保に関す 舞者の対応、接遇に 解除に関すること。 び復旧に関すること。 保に関すること。 は頼等の広報活動及	ること。 関すること。 び報道機関との	連絡調整に関すること。
情報管理班(情報管理課)		1. 避難情報の周知、 2. 来庁者の避難誘導 3. 動員職員の給食の	の応援に関すること。)	
財政班(財政課)		1. 災害対策の予算措 2. 災害応急対策及び 3. 市有財産の被害調 4. 来庁者の避難誘導 5. 住民等からの電話 6. 動員職員の給食の	災害復旧に要する資 査及び復旧に関する の応援に関すること。 受信対応の支援に関	こと。	こと。

【総合政策部】

班	名		任	務	分	担
総合政策班 (総合政策室) (地域創生室)		2. 罹災市 3. 動員職	(町会) への警報 可民からの陳情等 競員の給食に関す その避難誘導の応	に関すること。 ること。		0

【北方領土対策部】

班	名		任	務	分	担
領土対策班(北方領土対策	課)	2. 災害視到 3. 動員職員 4. 来庁者の 5. 北方四周	察者及び見舞者 員の給食の応援 の避難誘導の応 島交流センター	対応に関するこの対応、接遇の の対応、接遇の に関すること。 援に関すること。 利用者の避難誘うの被害調査及び	応援に関するこ 。 導及び安全確保	とに関すること。

【市民生活対策部】

班	名	任	務	分	担
市民環境班 (市民課) (生活環境課) (廃棄物処理施証	设整備推進課)	1. 被災者の炊き出しに限 2. 遺体の埋火葬に関する 3. 行方不明者の捜索に関 4. 災害時の清掃計画の代 5. 被災地の清掃及び廃棄 6. 災害時の公害防止対策 7. 交通対策に伴う関係機 8. 市民環境班所管施設の 9. 被災地の環境衛生保持 10. 被災地域住民の避難部 11. 災害に関する相談及し 12. 住民組織(町会)との 13. 避難所の開設等の支援	こと。 計すること。 試及び実施に関す 致の処理に関す 後関との連絡調整 被害調査及び復 所に関すること。 導に関すること 等に関する	ること。 関すること。 似に関すること。 旧に関すること 。 こと。	0
税務班(税務課)		1. 人的被害及び家屋被害 2. 市税の減免に関するこ 3. 被害に伴う税の減収見 4. 住家被害認定に関する 5. 避難所の開設等の支援 6. 避難行動要支援者の過	と。 L込み額等の把握 っこと。 そに関すること。	に関すること。	こと。

【健康福祉対策部】

班	名	任	務	分	担
社会福祉班 (社会福祉課) (こども子育て課)		1. 救助法に基づく救助 2. 日赤救助活動との連 3. 災害見舞金品に関す 4. 避難所の開設等の総 5. 被災者への融資に関 6. 保育園児等の避難、 7. 社会福祉班所管施設 8. 社会福祉施設の被害	絡調整に関するこ ること。 括に関すること。 すること。 誘導等の安全確保 の被害調査及び応	と。 :、応急救護に関 :急対策の実施に	//0
介護福祉班(介護福祉課)		1. 社会福祉施設の被害 2. 避難行動要支援者の 3. 介護福祉班所管施設 4. 介護保険施設の被害 5. 介護保険被保険者の 6. 避難所の開設等の支	避難及び安全確保 の被害調査及び復 調査に関すること 被害状況及び応急	。 に関すること。 :旧に関すること 。	ŭ
健康推進班 (健康推進課) (こども支援課)		1. 応急救護所の開設及 2. 医療施設の被害調査 3. 被災地及び避難所の 4. 医療機関、医師等の 5. 医療及び助産計画の 6. 救急薬品等の供給確 7. 被災地域住民の避難 8. 被災地の感染症予防 9. 災害時の防疫に関す 10. 避難所の開設等の支 11. 健康推進班所管施設	に関すること。 保健指導に関する 動員計画の作成及 作成及び実施に関 保に関すること。 誘導の支援に関す 及び患者の収容に ること。 援に関すること。	こと。 び実施に関する すること。 ること。 関すること。	ŭ

【水産経済対策部】

班	名	,	任	務	分	担
水産港湾班 (水産振興課) (水産指導課) (水産加工振興セン (港湾課)	/ ター)	2. 被災漁家の 3. 水産物及び 4. 水産港湾班 5. 海難に関す 6. 水難救護及 7. 防潮扉の開 8. 検潮の支援	び漂流物件に関か 放・閉鎖に関する に関すること。 施設の被害調査	急対策に関する。 関査に関するこ。 関査及び復旧に すること。 ること。	こと。 と。 関すること。	
農林班(農林課)		2. 災害時の農る 3. 被災地の病 4. 被災地の家 5. 被災地の死 6. 林野の火災 7. 災害時におい 8. 農林班所管 9. 防潮扉の開	等の被害調査及で 林畜産関係資金の 害虫防疫に関する 畜の伝染病予防力 亡獣畜の処理に関するこの 予防に関するこの ける農業関係機関 施設の被害調査力 放・閉鎖の支援に関い というでは、	の融資に関する。 ること。 及び防疫に関する 関すること。 と。 関との連絡調整は 及び復旧に関する こ関すること。	こと。 ること。 こ 関 すること。	
商工班(商工労働観光課)		 災害時におり 被災商工業 商工班所管財 旅行者の避り 防潮扉の開力 	の被害調査に関する商工業関係を 者の金融相談及で 施設の被害調査が 施設の被害調査が 難及び安全確保が 放・閉鎖の支援に関する	機関との連絡調 が応急対策に関 なび復旧に関する こ関すること。 こ関すること。	·	

【建設水道対策部】

班	名	任	務	分	担
都市整備班(都市整備課)		1. 道路の通行禁止及び制 2. 都市整備班所管施設の 3. 災害復旧土木事業に関 4. 被災地の復旧に伴う都 5. 都市整備班所管施設の 6. 応急作業用車両等の確 7. 障害物の除去に関する 8. 市街地の浸水防止対策に 9. 重要警戒区域の警戒巡 10. 救助法に基づく災害時	被害調査及び防 すること。 市計画の立案及 復旧に関するこ 保及び応急資機 こと。 に関すること。 視に関すること	災措置要請に関 び実施に関する と。 材の調達、配分	こと。
建築住宅班(建築住宅課)		1. 救助法に基づく住宅の原 2. 建築物の災害対策に関 3. 建築住宅班所管施設の 4. 被災住宅に係る公営住宅 5. 被災家屋等の構造的被 6. 救助法に基づく応急仮 7. 家屋の応急危険度判定	すること。 波害調査及び応 宅の確保に関す 害状況に関する 設住宅等の建設	急対策に関する ること。 こと。	こと。
上下水道総務班 (上下水道総務課)	1. 上下水道施設の災害対 2. 上下水道被害等の災害 調整に関すること。 3. 応急給水に関すること。 4. 応急給水所の設置及び	情報の受理、収	集、報告及び」	
水道班 (水道課長)		 水道施設の被害調査及び 応急・復旧資機材等のを 応急復旧、浄水作業及び 水源の確保及び保守に 水質の保全に関すること 	確保、輸送、保 び送・配水調整 関すること	管に関すること	_
下水道班 (下水道課長)		1 下水道施設の被害調査 2 応急・復旧資機材等の			

【支援部】

班	名	任	務	分	担	
支援班 (会計課) (議会事務局) (監査委員事務 (選挙管理委員 (農業委員会事	員会事務局)	青報の周知、広報 1各部班への支援	の支援に関する。 に関すること。	こと。		

【医療対策部】

班	名	任	務	分	担
医療班(病院事務局)		2. 入院患者及び通院	その他応急医療に関係者の避難及び安全の との被害調査及び応急	催保に関するこ	=

【教育対策部】

班名	任	務	分	担
教育総務班 (教育総務課) (総合体育会館整備推進課)	1. 部内各班の災害対策活 2. 避難所の開設等の支援 3. 学校教育施設の被害調 4. 学校教育施設の応急和 5. 児童生徒の安全確保、 6. 応急教育の確保及び被 7. 教職員の確保に関する 8. 給食施設の応急利用に	爰に関すること。 関査及び応急対策 刊用に関すること 応急救護及び罹 按災生徒の教科書 ること。	に関すること。 。 災状況の調査に	
社会教育班 (社会教育課) (歴史と自然の資料館)	1. 社会教育施設の応急系 2. 社会教育施設の被害部 3. 社会教育施設利用者の 4. 文化財の保護及び応急 5. 別当賀夢原館の応急系 6. 歴史と自然の資料館の 7. 避難所の開設等の支援	間査及び応急対策 D避難誘導及び安 急対策に関するこ 利用にすること。 D被害調査及び応	に関すること。 全確保に関する と。	v
社会体育班 (社会体育課)	1. 社会体育施設の応急系 2. 社会体育施設の被害認 3. 社会体育施設利用者の 4. 避難所の開設等の支援	間査及び応急対策 D避難誘導及び安	に関すること。	こと。
文化会館班(総合文化会館)	1. 文化会館の応急利用及 2. 文化会館の被害調査及 3. 文化会館利用者の避難 4. 避難所の開設等の支援	ひ応急対策に関 に に 関係で は は は は は は は は は は は り は り は り は り は	· -	0
図書館班 (図書館)	1.図書館の応急利用に関 2.図書館の被害調査及び 3.図書館利用者の避難認 4.避難所の開設等の支援	バ応急対策に関す 誘導及び安全確保	- •	

【消防対策部】

班	名		任	務	分	担
消防班(消防本部)		2. 消防活動及 3. 被災地の警 4. 火災警報等 5. 住民の避難 6. 災害時にお	きでの間の応急活 なび水防活動に関 を成活動に関する 等の住民への周知 は誘導と人命救助 おける救急活動に で所管施設の被害	すること。 こと。 に関すること に関すること 関すること。		

第3節 非常配備体制

被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制を整えるものとする。

ただし、本部が設置されていない場合にあっても、必要と認めたときは、非常配備体制をとることとする。

1 非常配備体制の種類と基準

(1) 非常配備区分

非常配備の種別、配備内容、配備時期等に関する基準は次の「非常配備に関する基準」のとおりとする。

非常配備に関する基準

				第 1 非 常 配 備 (警戒体制)
			期	(1) 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する警報又は情報が発表され、災害の発生が
配	借	莆 時		予想されるとき。
	νпэ			ただし、津波警報を除くものとする。
				(2) その他本部長が必要と認めたとき。
				(1)特に関係のある次の班の少数人員で、情報収集及び連絡活動等が円滑に行いうる体制をと
			內 容	る。
				① 総務対策部危機管理班(総務部危機管理課)
				② 建設水道対策部都市整備班(建設水道部都市整備課)
配	備	内		③ 建設水道対策部下水道班(建設水道部下水道課)
	νm	L1		④ 水産経済対策部水産港湾班
				(水産経済部水産振興課、水産指導課、水産加工振興センター、港湾課)
				⑤ 消防対策部(消防本部)
				⑥ 本部長が特に必要とする対策部
				(2) 事態の推移に伴い、第2非常配備体制に円滑に移行しうる体制とする。
活	動	内	容	(1)総務対策部長は、釧路地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象、地象及び水象に関
				する情報及び災害状況の収集を図るものとする。
				(2)総務対策部長は、関係対策部班に収集情報の提供及び活動状況聴取等についての情報連絡
				に当たる。
				(3)各対策部班長は、総務対策部長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとと
				もに、巡回、軽微な活動など、随時待機職員に対し必要な指示を行う。

	第 2 非 常 配 備 (警戒・対策本部体制)
配備時期	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) その他本部長が必要と認めたとき。
配備内容	(1)災害応急対策に関係のある各班の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。(2)第1非常配備体制に係る各対策部班長は、必要な職員を招集する。(3)事態の推移に伴い、第3非常配備体制に円滑に移行しうる体制とし、状況に応じ、その他の各対策部長を招集するものとし、その他の職員は待機(自宅又は所属部課)とする。
活動内容	(1)本部長は、本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部員会議を開催する。 (2)各対策部長は、情報の収集及び連絡体制を強化する。 (3)各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地(被災予想地)へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

				第 3 非 常 配 備(対策本部体制)
配	備	時	期	(1)広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被災が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。(2)予想されない重大な災害が発生したとき。
配	備	内	容	(1)本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
活	動	内	容	(1) 速やかに市内全域の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策に当たる。 (2) 各対策部班は、全勢力をあげて、速やかに市内全域の被害状況を調査、収集に努めるとと もに、精力的に応急対策活動に当たる。

- (2) 災害の規模及び特性に応じ、先の基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。
- (3) 各対策部長、各対策副部長及び各班長は先の基準に基づき、平常時より人員、車両及び資機材の配備計画をたてておくものとする。
- (4) 職員非常招集連絡

各対策部長、各対策副部長及び各班長は、非常招集の場合所属職員の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

2 配備体制確立の報告

非常配備の指示がなされたとき又は各配備基準に該当した場合、各対策部長は直ちに所管による配備体制を整えるとともに、速やかに体制確立状況を総務対策部長(総務部長)に報告するものとする。

(注) 震災に関する非常配備体制については、震度5弱以上の地震が発生した場合又は、大津波警報(特別警報)・津波警報が発表された場合には、配備体制の指示又は発令の有無にかかわらず、定められたそれぞれの非常配備体制が指令されたものとする。

また、津波注意報が発表された場合には、第2非常配備体制が指令されたものとする。

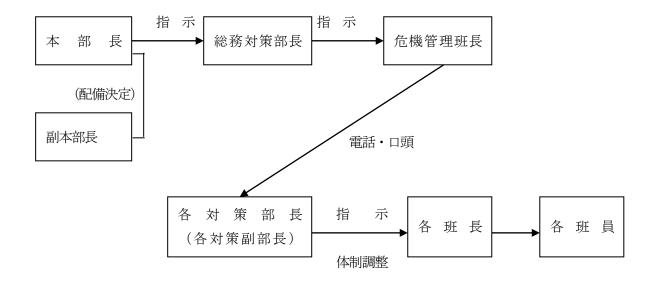
3 非常配備体制の解除

各対策部における非常配備体制の解除は、本部長が指令する。

4 職員の動員計画

災害時、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するための職員等の動員計画である。

- (1) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法
- ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法
- (ア) 非常配備体制が指令された場合、又は本部を設置した場合、本部長(市長)の指示により関係対策部 長に対し通知するものとする。
- (イ) 各対策部長は、速やかに所属職員に周知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとし、職員は直ちに所定の配備につくものとする。
- (ウ) 伝達系統図(勤務時間内)



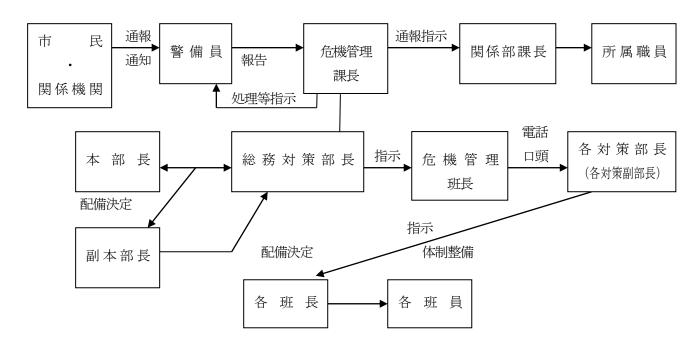
イ 勤務時間外(休日及び夜間)伝達系統及び伝達方法

(ア) 警備員等による伝達

警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部危機管理課長(不在の場合は危機管理主査)に 連絡するものとする。

- a 気象警報等災害関係の情報等が関係機関から通知された場合
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき
- c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき

(イ) 伝達系統図(勤務時間外)



(ウ) 職員への指示伝達体制の確保

各部長及び各課長は、所属職員への連絡方法等を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

(2) 職員の非常登庁

ア 職員は勤務時間外(休日及び夜間)に登庁の指示を受けたとき又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ又は自らの判断により自身の安全の確保に十分に配慮しつつ登庁するものとし、直ちに所定の配備につくものとする。

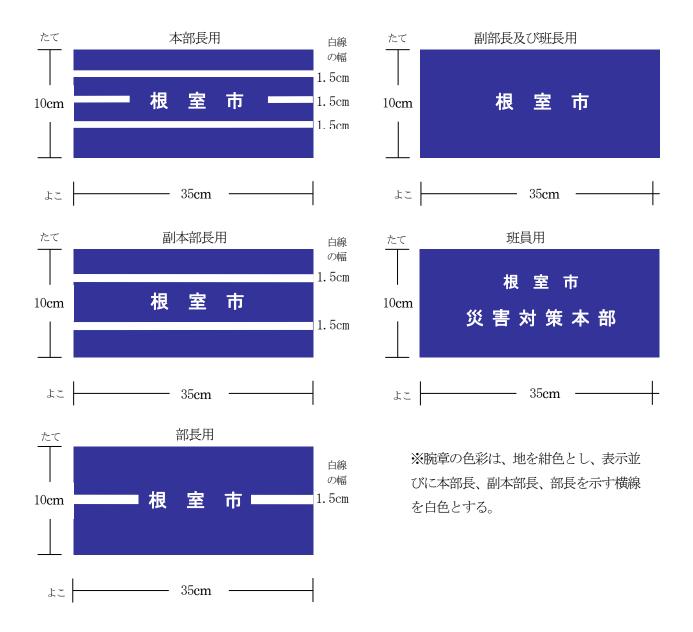
ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合は、速やかに登庁するものとする。

イ 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各所属長又は各班長は、職員参集状況を把握し、必要に 応じ総務部長へ参集状況を報告するものとする。

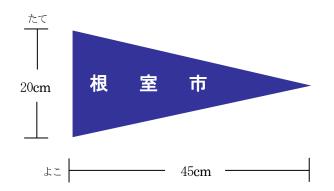
5 標識

- (1) 本部長、副本部長、各対策部長、各対策副部長、各班長及び各班の職員は、災害において非常活動に従事するときには、身分を明らかにするため所定の腕章(別記1)を着用するものとする。
- (2) 災害時において、応急対策活動に使用する本部の車両には、所定の標旗(別記2)をつけるものとする。
- (3)職員の身分の証明は、根室市職員服務規程(昭和41年根室市訓令第5号)第44条の規定による身分証明書によるものとし、基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

別記1 腕章



別記2 標旗



※標旗の色彩は、地を紺色とし、表示を 白色とする。

6 市長の権限の委任

下記の権限を消防吏員に委任することができるものとする。

- (1) 基本法第56条(市町村の警報の伝達と警告)
- ア 災害に関する予報、警報を知ったとき、受けたとき、関係機関及び住民その他関係のある公私団体への 伝達。
- イ この場合予想される災害の事態、とるべき措置についての通知又は警告。
- (2) 基本法第59条(市町村の事前措置等) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることの指示。
- (3) 基本法第60条(市町村の避難の指示等)
- ア 避難のための立退き指示をすることができる。
- イ 避難情報解除の公示。
- (4) 基本法第62条 (市町村の応急措置)

消防、水防、救助その他災害の発生の防御、又は災害の拡大を防止するための必要な応急措置の実施。

- (5) 基本法第63条(市町村長の警戒区域設定権等)
 - 人命、身体に対する危険予防のための警戒区域の設定、当該区域への立ち入り制限、禁止、退去を命ずること。
- (6) 基本法第64条(応急公用負担等)

緊急時に他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用、除去すること。

(7) 基本法第65条

住民を防災業務に従事させること。

第4節 住民組織等の協力

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、本部長(市長)は、災害の状況により必要 と認めた場合は、次の住民組織等に対し災害対策活動の応援協力を要請する。

1 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び罹災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための避難場所及び罹災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊き出し及び罹災者の世話に関すること。
- (6) 被災箇所の応急措置に関すること。
- (7) 本部が行う人員及び物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項。

2 住民組織

- (1) 協力を要請する住民組織は、次のとおりである。
- ア 根室市赤十字奉仕団
- イ 根室市無線赤十字奉仕団
- ウ根室市町会連合会
- エ 根室アマチュア無線クラブ
- (2) その他婦人団体、自主防災組織、青年団体、建設関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

3 担当対策部、班

住民組織活動についての担当対策部班は、協力を求める種別によって関係の対策部班が担当するものとする。